

都道府県と薬局の協定締結について

都道府県におけるスケジュールのイメージ			
年月日	都道府県医療審議会等	医療機関の調査・調整等	協定
5年4月			
5月	連携協議会①	( 国から指示等提示 )	
6月	医療計画WG① (設置) (医療計画の策定について)	医療機関に対する調査 (対応能力、支援ニーズ) (→国とも連携共有)	協定(目標) 業務策定
9月	医療計画WG② (医療計画業務の策定)	業務の作成(～9月)	医療報酬と 協議(※)
10月	医療審議会①(計画案策) 連携協議会② 議会(報告)		協定(目標) 案作成
12月	医療計画WG③(医療計画案)	パブリックコメントの募集(～11月) 計画案の作成(～12月)	医療機関と 協議継続 (※)
6年1月	医療審議会②(医療計画案) 連携協議会③		※断続、準則 行為として 協定締結
2月	議会上程(計画案・6年度予算案)		正式締結 (随時HP公開)
3月		計画策定	
4月			
5月	医療審議会③ (8次計画(報告・継続状況結果の公表)等)	必要に応じて政府等や 関係による人材確保	
9月			完了目途

R6年9月の締結完了  
を目指して進められ  
ている

厚生労働省 医療政策研修会(令和5年度第2回)資料より(R5.9.15)

ひな形

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る  
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定(医療措置協定)書(案)

〇〇〇都道府県知事(以下「甲」という。)と〇〇長【医療機関(薬局)の管理者】(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症(以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。)に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間(以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。)に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ確実に行うことにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

(医療措置実施の要請)

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を調査し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

(医療措置の内容)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの申請に基づき、自宅療養者等への医療の提供及び医療機関に係る医療措置を講ずるものとする。

対応時期(日途)	流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)
対応の内容(例)	・オンライン療養指導が可能(特に高齢者施設等への対応が可能)又は ・訪問しての療養指導が可能(特に高齢者施設等への対応が可能)及び ・薬物等の配達が可能(特に高齢者施設等への対応が可能)及び ・健康観察の対応が可能(特に高齢者施設等への対応が可能) ※ 対応可能見込み(最大〇人/日)は、参考記載

(個人防護具の備蓄) ※経直書きは、任意記載事項であることを示したものである。

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ確実に行うため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

サージカルマスク	N95マスク	アイゾレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
----------	--------	-------------	----------	-------

枚	枚	枚	枚	枚
				( 枚 )

※ 備蓄量・品目、備蓄の運営方法等の詳細は、「感染症法に基づく「医療措置協定」協定締結等ガイドライン」の4の解説(P12～14)を参照すること。

- (措置に要する費用の負担)
- 第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、都道府県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。
- ② 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検出される費用に関する補助等が削減された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

- (新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)
- 第6条 甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。
- ② 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に際して、必要な措置を行うものとする。
- ③ 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事柄の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

- (協定の有効期間及び変更)
- 第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。
- ② 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

- (協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)
- 第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法に基づく措置を行うことができるものとする。
- ※ 詳細は、「感染症法に基づく「医療措置協定」協定締結等ガイドライン」の4の解説(P16～18)を参照すること。

- (協定の実施状況等の報告)
- 第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該薬局の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法(G-MIS)により報告を行う/行うよう努める。

次頁へ  
続く

(平時における準備)

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ的確に講ずるため、平時(新型コロナウイルス等感染症等の発生前)において、年1回以上、次に掲げる準備を行うものとする。

- 一 乙の施設において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療従事者が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。
- 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。
- 三 措置を講ずるに当たっての乙の業務における対応の流れを点検すること。

平時における準備として、**研修、訓練、点検**が求められている。(年1回以上)

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 都道府県知事名

乙 医療機関名：  
保健薬局番号：  
G-M I S I D：(補給時振り出しなければ空欄)  
住所：  
(管理者の)氏名：

ガイドラインより

感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン  
令和5年5月26日(初版)  
厚生労働省医政局地域医療計画課、医薬産業振興・医療情報企画課、健康局結核感染症課

- 「**研修**」や「**訓練**」については、感染症法に基づく予防計画の「**感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項**」とも関係があるものであり、「**都道府県、保健所設置市及び特別区予防計画作成の手引き**」の当該内容を参照いただき、**自医療機関で実施する、あるいは、都道府県等の自治体を含む外部の機関が実施するものに参加させること。**
- 「**点検**」とは、例えば病床の確保に係る協定を締結した場合において、新興感染症発生・まん延時に新興感染症患者の入院を受け入れる病床を確保するため、都道府県からの要請後、どのようにシフトを調整するか等の対応の流れを点検すること等を想定している。